

◎厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「居宅介護等」という。） 次の(1)及び(2)を合計した単位数</p> <p>(1) 居宅介護等（一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。）が行われる時間数を次の(一)から(三)まで</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「居宅介護等」という。） 次の(1)及び(2)を合計した単位数</p> <p>(1) 居宅介護等（一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。）が行われる時間数を次の(一)から(三)まで</p>

に掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数

(一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百二単位

(二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。②において同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百二単位の百分の二十五に相当する単位数を八百二単位に加算した単位数

(三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百二単位の百分の五十に相当する単位数を八百二単位に加算した単位数

(2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数

(一) 日中に行われる場合 七百八十一単位

(二) 夜間に行われる場合 七百八十一単位の百分の二十五に相当する単位数を七百八十一単位に加算した単位数

(三) 深夜に行われる場合 七百八十一単位の百分の五十に相当する単位数を七百八十一単位に加算した単位数

ロ 短期入所 一日につき八百九十二単位。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

に掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数

(一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百九十九単位

(二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。②において同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百九十九単位の百分の二十五に相当する単位数を七百九十九単位に加算した単位数

(三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百九十九単位の百分の五十に相当する単位数を七百九十九単位に加算した単位数

(2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数

(一) 日中に行われる場合 七百七十九単位

(二) 夜間に行われる場合 七百七十九単位の百分の二十五に相当する単位数を七百七十九単位に加算した単位数

(三) 深夜に行われる場合 七百七十九単位の百分の五十に相当する単位数を七百七十九単位に加算した単位数

ロ 短期入所 一日につき八百八十九単位。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五
条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該
支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者
（同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以
下この号において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）に
ついて指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する
指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。）の
あつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四
月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和
二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の
規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第
二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する
所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九
号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額が
あるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二
十八万円（特定支給決定障害者にあつては、十六万円）未満であ
る者並びに同令第十七条第二号から第四号までに掲げる支給決定
障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成三
十年三月三十一日までの間、一日につき四十八単位を加算する。
ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定す
る指定共同生活援助に限る。） 一日につき九百六十一単位

注（略）

二（略）

の法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第
五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該
支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者
（同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以
下この号において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）に
ついて指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する
指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。）の
あつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四
月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和
二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の
規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第
二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する
所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九
号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額が
あるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二
十八万円（特定支給決定障害者にあつては、十六万円）未満であ
る者並びに同令第十七条第二号から第四号までに掲げる支給決定
障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二
十七年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。
ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定す
る指定共同生活援助に限る。） 一日につき九百五十八単位

注（略）

二（略）